

令和8年10月7日

八代市住宅課

## 建設型応急住宅の入居者3次募集について

### 1. 募集する団地

(仮称) がめさん公園内仮設団地 八代市西片町1516

|      |          |          |
|------|----------|----------|
| 木造   | 1DK (平屋) | 2DK (平屋) |
| 戸数   | 33戸      | 11戸      |
| 面積   | 約28㎡     | 約40㎡     |
| 世帯人員 | 1～2人用    | 2人以上     |

(仮称) 古城町仮設団地 八代市古城町2861-1

|      |           |
|------|-----------|
| 木造   | 2DK (2階建) |
| 戸数   | 29戸       |
| 面積   | 約46㎡      |
| 世帯人員 | 1人以上      |

(仮称) 鏡わかあゆ仮設団地 八代市鏡町鏡村937

|      |          |          |
|------|----------|----------|
| 木造   | 1DK (平屋) | 2DK (平屋) |
| 戸数   | 45戸      | 15戸      |
| 面積   | 約28㎡     | 約40㎡     |
| 世帯人員 | 1～2人用    | 2人以上     |

### 【重要】り災証明書について

建設型応急住宅への入居申込みは、り災証明書により住家の被害状況を確認します。

り災証明書の発行を受けていない場合は、住家の外観の写真（建物の傾斜や基礎の損壊などがわかるよう撮影）をお持ちいただき、窓口でご相談ください。

### 2. 応募条件（いずれにも該当）

- (1) 令和8年熊本地震に伴う災害（以下「当該災害」という。）の発生時点（令和8年7月28日発生）において、八代市に居住する方
- (2) 当該災害により次の要件のいずれかを満たす方
  - ① 住家が「全壊」、「全焼」又は「流出」し、居住する住家がない方
  - ② 住家が「半壊」（「中規模半壊」及び「大規模半壊」を含む。）であって、住家として利用ができず、やむを得ず解体を行う方
  - ③ 二次災害等により住家が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等

を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認める方

- ④ その他、国と県との協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者
- (3) 他に居住できる住家がなく、自らの資力をもってしては住居を確保することができない方
- (4) 災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない方
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない方

### 3. 選定方法

以下の世帯については優先して選定することとします。

※応募状況により、ご希望に添えない場合があります。

| 優先順位                      | 世帯の内容                                                                                                                            |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1) 最も優先度が高い世帯             | ・ 75 歳以上の高齢者だけで構成される 2 人以上の世帯<br>・ 身体障害者手帳 1 級又は 2 級の方がいる世帯<br>・ 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 1 級の方がいる世帯<br>・ 高齢者・障害者（児）がいて家族介護が必要と市町村が認める世帯 |
| 2) 1) の次に優先度が高い世帯         | ・ 3 歳以下の乳幼児又は妊婦のいる世帯                                                                                                             |
| 3) 1), 2) の次に優先度が高い世帯     | ・ 中学生以下の子供が 3 人以上いる世帯                                                                                                            |
| 4) 1), 2), 3) の次に優先度が高い世帯 | ・ 75 歳以上の高齢者がいる世帯                                                                                                                |

### 4. 入居時期

令和8年11月下旬～12月中旬を予定しています。詳細は入居決定通知書によりお知らせします。

### 5. 応募期間（受付順ではありません）

令和8年10月7日（水）～10月20日（火）（必着）

9:00～12:00 13:00～16:00

※土曜日（10日、17日）の窓口は休み

日祝日（11日、12日、18日）は受け付けます

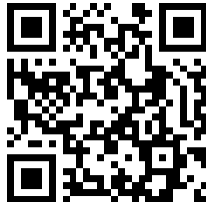
## 6. 応募方法

申請方法は、「オンライン（スマートフォン等）」と「窓口への持参」の2種類があります。

### （1）オンライン（LoGo フォーム）での申し込み

お手持ちのスマートフォン等で以下のQRコードを読み取り、専用フォームからお申し込みください。

※「り災証明書」や「本人確認証」などの必要書類は、スマートフォンで撮影した写真データをフォーム内でアップロード（添付）して提出できます。



(URL) <https://logoform.jp/form/zis6/1827818>

### （2）窓口へ持参される場合の申し込み

建設型応急住宅入居申請書に必要事項を記入の上、以下の窓口を持参し、お申し込みください。

【窓口】八代市役所 本庁1階 会議室B（八代市松江城町1-25）

### ●提出書類・添付資料

- ・建設型応急住宅入居申請書
  - ・り災証明書（コピー可）、写真（建物全体と損壊部分が見える外観の写真）
  - ・本人確認証
  - ・以下のいずれかの申請書等
    - ①受付済みの「公費解体の申込書」
    - ②自宅を解体することがわかる契約書の写し
    - ③公費解体・撤去に関する申請書
- ⇒上記2「応募条件」の（2）②に該当する場合
- ・その他必要な書類（障害者手帳、介護保険証等の写し）

## 7. その他入居の条件

- ① 入居期間は当該仮設団地の入居開始日から2年以内です。
- ② 家賃は必要ありません。
- ③ 駐車場は1世帯1台分です。
- ④ 電気代、水道代、ガス代及び共益費、自治会費等は、入居者の負担となります。

### 【お問い合わせ先】

八代市役所 住宅課 市営住宅係 0965-33-4122